

## 奈良県告示第九十七号

奈良県外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面等閲覧規程（平成十一年三月奈良県告示第六百七十一号）の一部を次のように改正する。

令和六年五月三十一日

奈良県知事 山下 真

第二条中「奈良市登大路町三〇番地」を「奈良市法蓮町七五七番地」に改める。

第五条中「県庁前の掲示場」を「奈良県監査委員事務局執務室前」に改める。